

## 第 8 回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成 19 年 5 月 29 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

### 2 開催場所

福井家庭裁判所第 1 会議室（3 階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

朝倉邦真委員，大淵敏和委員長，久保豊委員，佐藤辰弥委員，滝波紀子委員，  
田中求之委員，西谷隆委員，東野香里委員（以上 8 人出席）

#### (2) 事務担当者等

西下事務局長，小川首席家裁調査官，坪田首席書記官，新原事務局次長，  
玉総務課長，友田庶務係長

### 4 議事

#### (1) 模擬少年審判

#### (2) 意見交換テーマ

少年保護事件について

#### (3) 意見交換要旨

##### 委員

少年審判の審理時間はどの程度か。また審理時間に制限はあるか。

##### 委員

審理時間に制限はないが，通常，審理時間は概ね 1 時間程度である。ただし，裁判官が審判に臨む前提として，調査官が少年の家庭環境等の調査をし，どのような処遇をするのがよいのか等について書面等で裁判官に報告することになっている。更に，裁判官は捜査機関や少年鑑別所等の関係機関が提出した書面を読み込み，前提事実を把握した上で審判に臨む。裁判官は，これらの準備をして少年の問題点についても把握した上で，審判において少年に質問をして審理を進行している。この点は，公判が開始して初めて事情が判明する刑事事件と，少年事件とでは異なる。

委員

裁判官は、ある程度答えを持って審判に臨むのか。

委員

裁判官は、事前に調査官等と審判の進行や処遇について話し合いをした上で審判に臨み、審判で少年や保護者の言葉を聞いた上で処分を言い渡すことになる。

委員

少年が反省していても、保護者に問題があるケースはないか。

委員

少年だけが悪いのではなく、保護者に問題がある場合もあり、裁判官が審判の場で保護者に対して強く指導することもある。

委員

付添人をしていて感じるのは、少年鑑別所に入ってから審判を受けるまでに少年がかなり成長するということである。少年の変化に保護者がどれだけついていけるかという問題もあり、保護者に会って、家庭の問題点の改善を認識してもらうよう配慮し、保護者も変わるよう補助することも付添人の役割である。少年審判が終わった後もその少年と関わっていくこともある。

委員

審判は、事件を起こした少年に対して行うものであり、家庭に問題がある場合であっても保護者に対する処分はできないことに問題があるように感じる。

委員

裁判所は、警察や検察庁、場合によっては少年鑑別所や学校からも意見を求め、それらを前提に審判を進めていく。少年審判は、少年が対象であるが、少年が犯した犯罪事実と、少年の環境問題という要保護性の度合いの二面を考えながら審判を行う。その上で、どのような処遇がいいのかを考えるのが家庭裁判所の役割である。

委員

少年や保護者は、審判での質問にどの程度答えられるのか。

委員

裁判官は審判において、犯した事件についての事実の認否や事件への少年の関わり方を簡単に聴き、要保護性についての確認や調査官の調査によって明らかになった問題点についての質問をしている。さらに、今後の更生について質問を行っている。

委員

模擬少年審判を見た際に、調査官は少年を諭すように話していたが、付添人はどのような立場なのか。実際の審判ではどうか。

委員

付添人は、刑事事件の弁護人とは異なる。少年鑑別所にいる少年に対して、今後どのように立ち直るのかを聴き、少年が審判廷できちんとした決意を表明できるように導いている。そのために、少年に対して、悪い点は直すように厳しく注意することもある。

委員

少年鑑別所に入って審判に臨む少年は、審判廷で大変緊張していることが多い。

委員

恐喝事件で少年鑑別所に入る期間は、どの程度か。

事務担当者

恐喝事件に限らず、少年鑑別所に入っている事案では、一般的に4週間以内に審判をする。ただし、事案によっては8週間まで延長することができる。

委員

付添人は、その4週間内に記録を見て、調査官とカンファレンスを実施するので、審判の2日前にやっと意見書が提出できるような状態である。審判までに8週間を要した事件は過去に二、三件しか経験したことがない。

委員

付添人と調査官と一緒に少年に面会するのか。

委員

面会は別である。

事務担当者

審判の準備には時間がかかる。少年鑑別所に入った少年については4週間又は8週間という期間内に結論を出さなければならない。審判は最終結果であって、相当な時間をかけて付添人、調査官、裁判官が準備をしている。審判に現れるのは準備した内容の一部でしかない。

委員

審判で少年に反省させ、更生を図っているが、少年法上、少年の償いを処分の中でさせるということはないのか。

委員

付添人は、少年の更生のためにも、罪と向き合わせるために被害弁償を勧める。例えば窃盗事件であれば保護者が被害弁償をしたりすることがある。保護者が被害弁償するのが不適當な事件では、少年が納得した上で働いて被害弁償を実現させることもある。

委員

被害者は、記録を見たり、記録のコピーをすることができる。また、裁判所に対して処分に関する意見を述べる機会もある。被害者が厳しい態度であるにもかかわらず、少年や保護者が被害者と向き合っていないときには、反省していないとの評価を受けることになる。少年に付添人がいれば、被害弁償をするよう勧めるであろうし、付添人がいない場合でも、裁判所が被害弁償を勧めることもある。少年側も被害弁償については良心的に対応しているのが実情である。

委員

少年審判後の少年に対する社会の受け入れや、被害者の気持ちの受け入れなど被害者に対する十分なケアという点が気になる。

委員

被害者は被害を聴取されるだけで結論を知らされず，意見も聴かれないという状況が多いので，弁護士会では犯罪被害者支援委員会を作り，被害者を支援している。

委員

一度罪を犯した者に対しては，罪を償って更生しても社会の目は厳しいと思われるがどうか。

委員

少年がどの程度立ち直ろうとする決意をもっているかにも関わるが，更生した少年に対しては社会の理解がある。少年が暴力団や暴走族をやめなかった場合や，少年刑務所に入った後の少年の更生を図るのがこれからの課題だと考えている。

委員

少年院仮退院後，保護観察所の支援で就職をした後の再犯の場合は，立ち直りが難しい。

委員

少年は可塑性に富んでいて立ち直りが早い。少年の場合は，保護者も健在で，家庭での受け入れ等の環境が整っているほか，社会の理解もあり更生が図りやすい。少年院においても職業訓練を行ったり，中卒者に対する高卒資格取得のための手立ても用意されている。

委員

被害者が，少年審判手続の中で厳しい意見を述べる機会が多くなったように感じる。

委員

被害者は，意見を述べることで精神的な満足が得られる人が多い。被害者に対する制度が役割を果たしつつあるように感じる。

委員

審判前に，少年又は保護者と被害者が接触することはあるのか。

委員

被害弁償や謝罪に行く機会はある。少年が少年鑑別所に入っているときは、少年の保護者が被害者側に謝罪したり被害弁償をすることがある。

委員

捜査段階で、少年の保護者が被害者側に謝罪に行くこともよくある。

委員

保護的措置として行われている思春期保健指導を、女子だけでなく、性犯罪を犯した男子も対象にしてはどうか。

事務担当者

思春期保健指導は、犯罪を犯した者を対象としているのではなく、売春等の傾向がみられるく犯者、性犯罪の被害者となりやすい女子を対象として指導しているものであり、処分として行っているものではない。また、性犯罪者については対人関係に問題がある事例が多く、指導の必要性についての検討が必要となってくるため、対象者を女子のみとしている。

委員

被害者支援については社会の中で大きな問題となっている。

事務担当者

家庭裁判所においても、少年の適正な処遇を図るために必要な場合は、被害者の調査を行っており、被害者から事情を聴いて処遇に反映することを目指している。

委員

被害者からの申出がない場合でも、事案によっては裁判所から積極的に被害者への調査を行うことがある。

## 5 次回の内容等

開催日時 平成19年11月28日(水)午後1時30分

テーマ 成年後見制度について

以上